

令和2年度 第2回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時：令和2年8月5日（水）14:30～15:20

場所：北海道第二水産ビル3階 3S会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

ウ 「DVに関する医療関係者の対応マニュアルの改訂」検討状況について

エ 令和2年度配偶者暴力被害者等支援調査研究事業について（民間シェルターパイロット事業）

(2) そ の 他

3 閉 会

1 開会

- **高石女性支援室長** 本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただ今から、令和2年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、くらし安全局道民生活課女性支援室長の高石でございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の近藤からご挨拶を申し上げます。

- **近藤くらし安全局長** 皆さんこんにちは。北海道環境生活部くらし安全局長の近藤でございます。この4月からこの職についてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、男女平等参画の推進につきまして、日ごろそれぞれの立場よりご支援ご協力いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、依然として首都圏を中心に猛威をふるっております。予断を許さない状態が続いておりますし、経済活動にも大きな影響が出ているところでございます。また皆さんご自身としてご家族の勤務先、学校等におきましても、これまで想定していなかったような事態の対応に追われていることと存じます。中にはこのことを契機に、リモートワークなど、働き方の見直しも迫られることになっているのではないかと思います。

また、外出の自粛が呼びかけられる中、生活不安やストレスによるDV被害者の増加、深刻さが懸念されるなど、世界中でDVについての関心が高まっております。

このような中、国ももちろんでございますが、道といたしましても、国と連携しながら、新たに民間シェルターを支援する取組なども始めているところでございます。DV被害者支援に関しましては、本日の議題にもございますが、DVに関する医療関係者の対応マニュアルの改訂に向けて、審議会の専門部会におきまして、これまで2回、別個審議いただいております。本日は、その検討状況についてもご報告させていただくこととなっております。

また、道では、今年度から女性活躍を応援する気持ちに共感する方々の繋がりを構築するため、北海道女性の活躍応援ネットワークの取組を始めたところです。現在85の団体、企業にご加入いただいております。今後、ネットワークのログの活用を通じまして、女性の活躍を応援する気持ちを発信し、全道に応援の輪が広がることを期待してございます。

最後に本日も皆様には、忌憚のないご意見、ご議論をお願いいたしますとともに、今後とも引き続き、本道における、男女平等参画社会や女性の活躍の推進に向けた取組に、ご助言やご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

- **高石女性支援室長** 議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日は委員15名のうち、13名の出席をいただいております。北海道男女平等参画推進条例第28条第2項に定める、「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない。」という開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、審議会委員につきましては、お二方、異動がございます。お一人目ですが、釧路市の前田委員が人事異動のため委員を退任され、後任に同じく釧路市の岡本委員が就任なさっております。お二人目ですが、恵庭市の佐々木委員が同じく人事異動のため、委員を退任され、後任に恵庭市の栗野委員が就任なさっております。

お二人それぞれから簡単に自己紹介をお願いいたします。

- **岡本委員** ただいまご紹介いただきました、釧路市男女平等参画推進参事の岡本でございます。前職、前田に変わりました本席より、この委員に着任をさせていただくこととなります。私、釧路市ではもう1つ役職を持ってございまして、総合政策部長も兼ねてご

ざいます。総合政策部では政策的予算編成など、次年度の、また、新たな政策という観点での構築を夏場から、始めているところがございますけれども、男女平等参画の観点からですね、この釧路市の予算も見ていきたいというふうに思っております。本審議会での皆様方のご意見等を参考にさせていただき、釧路市の男女平等参画の推進に努めて参りたいと考えております。皆様どうぞよろしくお願いをいたします。

- **栗野委員** 恵庭市総務部総務課の栗野といいます。私も4月の人事異動によりまして、前任の佐々木から委員を交代させていただくことになりました。私も総務課の方ですね、本市の男女平等参画の計画を担当しております。本市はですね、今年度、第二次計画の中間見直し年ということで、現在、計画の見直し、策定作業を進めているところであります。

今回の北海道の男女平等参画審議会の方に参加させていただいておりますので、北海道の取組を参考に、また委員の皆様この場でいただけるご意見等も参考にしながら、本市の男女平等の推進に生かして参りたいというふうに考えております。皆様どうぞよろしくお願いをいたします。

- **高石女性支援室長** ありがとうございます。また本日は、男女平等参画を推進するため道庁内に設置しております、「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も同席しております。

続きまして、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

- **山本係長** 女性支援室の山本と申します。よろしくお願いをいたします。本日、お手元にご用意させていただいている資料につきましては、クリップ止めをしています次第から始まり、次に本日の出席者名簿、そして、配席図がございまして、以下は、次第に記載のある資料1から資料4-2までの各種資料がございます。

それと各委員の皆様方には、「第3次北海道男女平等参画基本計画」という黄色の冊子をご用意しております。不足している資料がございましたらお申し出ください。

- **高石女性支援室長** 不足している資料がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局の方にお声がけください。

本日の審議会は当初、1時間半から2時間程度というふうにご案内していたところがございますけれども、新型コロナウイルスの感染防止などを考慮いたしまして、1時間程度以内に終了したいというふうに思っております。ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。それではここからの進行は広瀬会長にお願いいたします。

2 議題

(1) 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

- **広瀬会長** はい。では議事の進行を務めさせていただきます。それでは議題1の報告事項ですが、第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてということで、事務局の方からですね、ご説明いただきたいのですが、この第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、ということでこの第3次の計画は、平成30年の3月に策定されたものです。本日はその推進状況についてですね、令和元年度実施事業及び令和2年度実施予定の事業について、事務局から説明をお願いいたします。

- **山本係長** それでは説明させていただきます。説明・報告事項のア「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ご説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の資料1「第3次北海道男女平等参画基本計画関連施策の推進状況」になります。

まず、はじめに本計画の体系からご説明をさせていただきます。表紙をめくっていただき

ますと、「第3次北海道男女平等参画基本計画体系図」とありますが、この体系図にありますように、本計画は3つの大きな目標を設定しております。

目標のⅠといたしまして「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標のⅡといたしまして「男女が共に活躍できる環境づくり」、そして目標のⅢといたしまして「安心して暮らせる社会の実現」という、この3つの目標を掲げております。

そして、その下には9つの基本方向を設け、更にはその下には25の「施策の方向」というものを定めて具体的な取組を行っております。次のページからはA3版の資料で、目標Ⅰとして2ページ、目標Ⅱとして7ページ、目標Ⅲとして5ページの構成となっており、各部局における施策・事業、取組内容について令和元年度の取組実績と今年度の取組予定ということで取りまとめたものとなります。なお、表中の掲載ページというのは、お配りしております黄色い冊子に掲載しているページとなります。

ご覧いただいておりますとおり、数がございますので、この中から施策の推進状況につきましては、所管します事業を何点かご説明させていただきます。

まず、最初に訂正がございます。目標Ⅰの1ページの1番目でございます、今年度の取組予定のところに、情報誌「イコールパートナーの発行」とあり、発行数につきまして、年2回となっておりますが、3回の誤りでありますので、訂正させていただきます。

もうひとつ、1ページの上から5つ目に施策・取組名として「男女平等参画社会づくり事業費（北海道女性協会補助金）」とありますが、令和元年度の決算額と今年度の予算額の記載が漏れておりました。令和元年度の決算額及び一財とある一般財源の額につきましては、4,067千円、令和2年度の予算額及び一般財源額は4,074千円となりますので、訂正いたします。

それでは、目標のⅠについてですが、1ページ目の上から3つ目にあります基本方向1「男女平等参画の啓発の推進」、施策の方向(1)「広報啓発活動の充実」ということで、女性の全道的な活動の拠点施設である「道立女性プラザ」の設置がございます。

取組実績としましては、1つ目として情報収集・提供事業、2つ目として調査研究事業、3つ目として研修会・講演会の主催、4つ目として交流活動等促進事業、5つ目として女性のための法律相談事業などを指定管理者制度により行っており、運営面でのサービス向上をはかり利用者の利便性の向上に努めております。

続きまして、次の次のページになります、目標Ⅱ「男女が共に活躍できる環境づくり」として全7ページの資料になります。

1ページ目の上から2つ目に基本方向1「女性活躍の気運醸成と見える化の推進」、施策の方向(1)「女性の活躍を応援するネットワークの構築」として「アクションHIROBA」という事業を実施しております。この事業につきましては、女性の社会参画の実例を見て学べるイベントとなっており、社会参画を希望する女性に対し、柔軟性のある社会参画の方法を紹介することで、女性の社会参画を推進する機運を醸成するとともに道民の意識改革を図る目的で、平成30年度から実施しております。

昨年度は札幌と旭川で開催しており、札幌は2日間で190名ほど、旭川につきましては1日のみの開催で100名ほど、ご参加をいただきました。本年度につきましても札幌での開催を予定しております。

次に、6ページ進んでいただきまして、目標のⅢ「安心して暮らせる社会の実現」として全5ページの資料になります。

1ページ目の上から3つめに、基本方向1「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」、施策の方向(1)「男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実」として、被害者の適切な保護及び自立支援に取り組んでおります。

具体的には、道立女性援助センター、本庁、各振興局に「配偶者暴力相談支援センター」の

機能を付与しまして、被害者の一時保護や相談体制などの充実を図るほか、民間シェルターへの支援や関係機関相互の連携をはかり、総合的な被害者支援対策を行っております。

以上、施策の推進状況について何点かご説明いたしましたが、これら計画の推進管理を効果的に行っていくために、指標項目につきましては目標値が設定されており、例年前年度のデータが出そろった9月ころから取りまとめを行っておりますので、次回の審議会でご報告をさせていただいた上で、ホームページで公表をさせていただきます。私からは、以上でございます。

- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関してご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。私から一つ、この中身の質問というよりは、今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行で事業の計画そのものを遂行できるかどうかというところに関して、ちょっと危惧があるのですが、そのあたりはどのようになっておりますでしょうか。
- **山本係長** はい。所管する事業で言いますと、例えば、目標値Ⅰの1ページにございます、上から5番目に男女平等参画社会づくり事業費（北海道女性協会補助金）という先ほど訂正したところなんですけれども、こちら通常ですと、女性大学という教養講座を年2回、実施しているのですが、これについては前期分が新型コロナウイルスの関係で中止となっております。その部分を、形を変えまして、本来、10回連続で受講する形態になっているのですが、単発で20回行い、人数の関係もありまして、少ない人数で回数を行うといったような形で取り組むように進めております。
- **鳥井主幹** 先ほど、目標Ⅱのところでご紹介ありました、「アクションHIROBA」という事業ですが、こちらにつきましては、もし、集まるのが難しいということであれば、オンラインでのイベントの開催も考えてございます。あと、アクションHIROBAの中で去年はセミナーも実施していたのですが、セミナーにつきましては、新型コロナの影響が出ないように最初からセミナーの部分は、オンラインで行うこととしております。
- **広瀬会長** はい、どうもありがとうございます。ほかに質問がなければ次の報告に参りたいと思います。よろしいでしょうか。

では続きまして、説明報告事項のイ「北海道男女共同参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について」事務局からご説明をお願いします。

イ 北海道男女共同参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

- **中田主幹** 女性支援室の中田と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。資料2-1以降より説明させていただきますが、初めに、このまとまりの一番後ろにあります補足資料をご覧くださいと、一番後ろになります。こちらは、この条例の第18条の知事への申出、そして第20条の苦情処理委員への申出について、それぞれの制度を比較説明している資料となっております。本日はご説明の方は省略をさせていただきますが、後ほど目を通していただければと思います。

それでは、資料2-1をご覧ください。こちらは条例第18条の知事への申出についての状況となっております。条例第18条に基づく知事への申出件数は、令和元年度は535件であり、前年度に比べて、124件の減少となっております。

次のページをご覧ください。1の申出内容別受付件数につきましては、一番上の「A男女平等参画を阻害すると認められるもの」は465件で、全体の約86%となっております。そして、2の申出内容コード別の受付件数ですが、その中の「3家庭欄」の34番「夫・パートナーからの暴力」の申出件数が443件で最も多く、全体の約8割を占めており、近年では同程度で大体8割から9割前後で推移をしております。

道民等からの申出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び道内14振興局で受付

を開始しており、平成 14 年度からは配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持つことになりました。このため、夫、パートナーからの暴力の申出件数が多くなっております。

続きまして、資料 2-2 の「北海道男女平等参画苦情処理委員令和元年度活動状況報告書」をご覧ください。この報告書は、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間における活動について、知事への報告として苦情処理委員から提出があったものです。

ページをめくっていただきますと、令和元年度の苦情処理委員の名簿がございます。

昨年度に続きまして三浦弁護士と人権擁護委員である長坂弁護士のお二人となっております。

2 ページ目をご覧ください。苦情処理委員からの活動状況の報告となっておりますが、令和元年度については、苦情処理委員への申出はございませんでした。このことにつきましては、男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度や仕組みの見直し、あるいは相談窓口の充実など、結果として申出がない状況が続いているとの認識を示されております。

また、苦情処理委員のお二方につきましては、先ほどご説明をいたしました 535 件の知事への申出の内容につきまして毎月ご覧いただき、道の対応などについてご助言等をいただいております。

最後に、3 ページ目の「4 その他」では、「家事や育児、介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることや、女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況が続いており、女性の能力が十分に発揮される状況とはなっていない。」ですとか、「DV や性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」、「各種の機会をとおして、制度の周知に取り組んでいただきたい。」との意見がございました。

なお、4 ページ目以降には、平成 13 年度以降の申出に係る状況等、この制度に関する資料の方を添付しております。以上でございます。

- **広瀬会長** ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問ございませんでしょうか。ご質問がなければ、次の報告に参りたいと思います。

続きまして報告事項のウ「DV に関する医療関係者の対応マニュアルの改定」検討状況について、山崎専門部会長から説明をお願いします。

ウ 「DV に関する医療関係者の対応マニュアルの改定」検討状況について

- **山崎委員** 皆様こんにちは。DV に関する医療関係者の対応マニュアル改訂検討部会の部会長を務めております山崎と申します。配偶者の暴力っていうのはなかなか外部から発見しづらいということで、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいという特性を持っています。その中で、医療機関というのはその被害者の第 1 発見現場になる重要な場所でもあるわけです。

従いまして、医療関係者の皆様の役割というのは非常に重要なんだと考えておりまして、それで道では、平成 20 年に DV に関する医療関係者の対応マニュアルを策定しております。日本全国から結構引き合いが来たりして非常に良いマニュアルだったんですけども、もう作成から 10 年経っておりますので、このたびマニュアルの改訂を検討することにいたしました。

専門部会につきましては、2 月 26 日に第 1 回を開催したのですが、5 月に予定しておりました第 2 回は、新型コロナウイルスの関係でできませんでした。この間の 7 月 29 日に第 2 回を開催しております。改訂の検討状況等の詳細につきましては、事務局か

らご説明お願いできますでしょうか。お願いいたします。

- **鳥井主幹** それでは事務局からご説明申し上げます。女性支援室の鳥井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3-1をご覧ください。まず1つ目の概要につきましては、こちらはただいま部会長からお話があったとおりでございます。

そして次の2、進め方(1)にありますとおり、令和元年11月5日の審議会において、北海道男女平等参画推進条例第30条により、DVに関する医療関係者の対応マニュアル改訂検討部会が設置され、部会長に山崎委員。そして、委員に広瀬会長と佐々木委員、現在は後任の栗野委員となっております。あと本日ご欠席されております酒井謙委員。そして特別委員として、北海道医師会の藤井委員が指名されました。

検討の視点といたしましては、1つ目が、前回策定後のDV法の改正法を反映させること。具体的には、平成25年のDV被害者の適用範囲の拡大。そして、令和元年の児童相談所との連携協力について明記された点。この2度の法改正の部分になります。そして2つ目が、マニュアルをコンパクトに、この2つの視点で検討することとしております。裏面になりまして、専門部会の開催状況でございます。2月26日に第1回の専門部会を開催しております。そこでの主な意見としては、児童虐待等も絡めた見やすいもの。コンパクトなものを作成を求める内容に関するご意見。また、マニュアルの提供方法について加害者対応等、公表が望ましくない部分もあるので、医療関係者だけ見てもらえるような方法といったご意見をいただきました。

また、マニュアルの他県の策定状況や一時保護や相談者の年齢等を知りたいといったご質問がありました。

7月29日に開催いたしました令和2年度第1回専門部会、こちらはDV被害者の利益の保護を阻害する可能性があることから、また第1回の本審議会で非公開にすることが決定されておりますが、この専門部会では、前回の部会でのご意見に対する対応についてご説明いたしました。そして、ご質問のあった各都道府県の策定状況につきましては、本日、資料の3-2として添付しております資料をお示しいたしましたほか、資料の3-3に添付しております構成案のイメージ。大体この項目を、このぐらいのボリュームで載せてといったようなことで、15、16ページぐらいのような感じで作っております。こちらについてもお示したところがございます。

そこでいただいたご意見といたしましては、構成案のイメージに関して、医療関係者の皆様にご活用いただけるよう記載内容の順番に関するものがありました。その他、DV法の対象外の暴力について、医療関係者向けのマニュアルがあるのかというご質問がありましたので、それにつきましては、次回の部会において、回答することとしております。

最後に今後のスケジュールでございますが、2回目の部会の開催が当初の予定より遅れましたことから、3今後のスケジュール(想定)のとおり、10月か11月に開催される第2回の専門部会において、先日の専門部会でご議論いただいた内容を基に事務局で作成した素案を検討案としてまとめ第3回の本審議会で専門部会から報告し、案について検討、12月頃には、改訂マニュアルを決定し、年度内には、医療関係者のもとへ改訂マニュアルをお知らせする予定でございます。私からは以上でございます。

- **広瀬会長** はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは他に質問がなければですね、説明、報告事項は以上となります。それでは次の議題に入りたいと思いますが、その他といたしまして、事務局から何かございますか。

- **高石女性支援室長** はい。議題のエといたしまして、「民間シェルターに対するパイ

ロット事業」に関しまして、若干事務局の方からご説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

エ 令和2年度配偶者暴力被害者等支援調査研究事業について（民間シェルターパイロット事業）

○ **澤口主査** 女性支援室でDVの施策を担当しております澤口と申します。資料の方です、ね、資料の4-1と4-2という資料がございますので、こちらの資料に基づきまして若干説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは資料の4-1になりますけれども、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金ということで、これは今年度新た内閣府の方で作りました交付金でございます。資料の真ん中辺りに②配偶者暴力被害者等支援調査研究事業っていう、2億3000万円といった新規事業があるかと思っております。この事業について説明をさせていただきます。

この事業が、先ほど言いましたように内閣府で今年度から実施する新規事業です。目的にありますように、配偶者からの暴力被害者等支援する民間シェルター等が行う特に先進的な取組といったような、そういう取組を促進するために交付金を交付しまして、官民が連携して、配偶者暴力被害者等の支援を図っていこうというものです。交付先につきましては都道府県、政令指定都市、市町村ということになっております。

対象経費につきましては、大きく分けて、3項目ございます。1つ目が①とありますように、受入体制整備事業、2つ目②とありまして専門的個別的支援事業、3つ目が③切れ目ない総合的支援事業、具体的な事業内容については、次の資料2で後程説明いたします。それから交付率ですけれども、これは10分の10という交付率となっております。交付の上限ということで、1民間団体あたり、1つの都道府県政令市の管内で1,000万円というふうになっております。それから予算のスキームということで内閣府から都道府県の方に交付金を交付して、都道府県などで民間シェルターなどに事業を委託または補助によりまして事業を実施するということとなります。

それから次をめぐっていただいて資料4-2ということで、北海道では民間シェルターの先進的な取組ということで、これに対しまして、補助金を交付するというそういう形で実施をいたします。事業の概要ですけれども一番にありますように、先ほど説明しましたように、大きく分けて三つの事業項目になります。この中で、北海道の事業計画している内容について説明させていただきます。

1つ目が受入体制整備事業ということで、これは、①にあります、LGBTなど多様な被害者を受入れるような、そういった事業ですとか、あと②にあります、メールSNS、こういったものを活用した相談事業、それから③にあります、加害者からの追跡等を防ぐためのレンタカーとかそういうものを活用するような事業、こういうようなことがございます。

それから2つ目の専門的個別支援事業としては、民間シェルターでDV被害者の支援を行っている支援員の方々がいますけれども、そういう方々の相談支援業務の対応力の向上ですとか、あと専門性を向上させるための専門研修を実施したり、関係機関との連携強化を図るための専門コーディネーターを配置したり、専門職員による心理カウンセリングですとか、そういうもの実施を予定しております。

それから3つ目、切れ目ない総合的支援事業として、一時保護の充実に向けた生活再建を図るための施設運営ですとか、あと子供支援専門員を配置して、学習や遊びの機会というものを提供するような事業、こういうような事業を予定しております。それから2番の国の交付金の概要ですけれども、目的にありますように、国においては民間シェルターに

おける、先週的な取組、これを集約いたしまして、事前の調査ですとか効果検証を行うということにしております。

また、事業の効果検証の結果、民間シェルターへの支援のあり方についても検討を行うということで聞いております。それから3番目の予算につきましては、ここに記載されているとおりです。

それから4番目の民間シェルターの活動ですけれども、北海道においては、早くから、民間シェルター活動をしておりまして、平成5年に札幌で活動を開始して、現在は道内8ヶ所で活動しております。今回の配偶者暴力被害者等支援調査研究事業につきましては、このすべての8ヶ所の民間シェルターで事業を行うということになっております。

それから5番目にあります、民間シェルターの役割ですけれども、民間シェルターについては、道が行っておりますDV相談ですとか、一次保護及び自立支援などの機能を各地域におきまして補完している重要な役割を果たしていただいております。

それから6番目、今後の予定ですけれども、事業自体は8月から実施をいたしまして、来年の3月には効果検証などを行うというような予定になっております。私の説明は以上でございます。

○ **広瀬会長** はい。ありがとうございました。今の説明に関して何かご質問ございますでしょうか。

○ **山崎委員** はい。今事務局の方から説明ありましたパイロット事業を実際に行おうと思っている私たち民間シェルターなんですけれども、北海道に8ヶ所あります。

これまでの事業については、国はお金を出してくれないんですけれども、SNSですとか新しい事業に対して国が10分の10出してくれるということで、北海道がすごく積極的に手を挙げてくださって、私たちに交付金が行くような形にしていただけました。

具体的にイメージとしては、このコロナでなかなか加害者が家の中にいる状況で、電話ができないっていう人などが、SNSを利用する。そして、あとSNSの相談が始まると若年層の女性が、それを利用するということになって、若年層の女性のためのシェルターも必要になってくるってのが見えてきました。それもこの事業でやっていきたいと思えます。そのためにはやはり人材の確保が必要なので、研修というのがものすごく大切なことになってきますので、その研修の費用も、こちらの方で賄おうっていうふうに、考えております。

これから8月から始まる事業で、私たちも初めてのことばかりなので、何かありましたらまた皆様のご協力をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○ **広瀬会長** はい、ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。ぜひこういう事業が進展すると良いと思います。

それで、他にご質問等なければ、本日の議事は終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

3 閉会

○ **高石女性支援室長**

はい、広瀬会長、委員の皆様、本当にありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、本年11月ごろを予定しております。日程につきまして改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、令和2年度、第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日はお疲れ様でございました。